（様式第１号）

入札参加停止措置の概要

<table>
<tr><td>商号又は名称</td><td>株式会社東急コミュニティー</td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td>東京都世田谷区用賀四丁目１０番１号</td></tr>
<tr><td>入札参加停止の期間</td><td>令和８年 10 月 20 日 から 令和９年２月 19 日まで（４か月）</td></tr>
<tr><td>事実概要</td><td>対象会社は、マンションの大規模修繕工事に際し、設計コンサルタント１社と施工業者 36 社で受注等に関して協力し合う関係を構築し、受注予定者を決定する等、競争を実質的に制限していたことから、令和８年９月 28 日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。</td></tr>
<tr><td>理　由</td><td>物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表第２第５号（独占禁止法違反行為）に該当し、物品購入等の契約相手方として不適当であると認められる。</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td>【入札参加停止措置要領別表第２第５号】
<table><tr><td>独占禁止法違反行為</td><td>５　県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第３条又は第８条第１号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第９号に掲げる場合を除く。）</td><td>当該認定をした日から

４か月以上 18 か月以内</td></tr></table></td></tr>
</table>